



和歌山市公報

平成31年（2019年）3月15日
第1651号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
6	和歌山市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(消防総務課) 3
7	和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(消防総務課) 4

【告示】

65	平成31年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧・・・・・・・・・・	(資産税課) 5
66	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・・・	(納税課) 5
67	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 5
68	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 6
69	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 7
70	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 7
71	生活保護法の規定により指定した施術機関からの廃止の届出・・・・・・・・・・	(生活支援課) 8
72	生活保護法の規定による施術機関の指定・・・・・・・・・・	(生活支援課) 8
73	和歌山市立つつじが丘テニスコートに係る利用料金の額・・・・・・・・・・	(スポーツ振興課) 9
74	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・	(道路管理課) 9
75	和歌山都市計画道路（3・3・10号市駅和佐線）の変更の図書の縦覧・・・・・・・・	(都市計画課) 9
76	和歌山都市計画公園（3・3・1号岡公園ほか6公園）の変更の図書の縦覧・・	(都市計画課) 10
77	和歌山都市計画緑地（5号打越山緑地）の変更の図書の縦覧・・・・・・・・・・	(都市計画課) 10
78	和歌山都市計画公園（7・4・4号水軒公園）の変更の図書の縦覧・・・・・・・・	(都市計画課) 11
79	和歌山都市計画公園（8・5・1号和歌山公園）の変更の図書の縦覧・・・・・・・・	(都市計画課) 11
80	和歌山都市計画風致地区（和歌山公園・岡山）の変更の図書の縦覧・・・・・・・・	(都市計画課) 11
81	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・	(道路管理課) 12
82	生活保護法の規定による介護機関の指定・・・・・・・・・・	(生活支援課) 12
83	生活保護法の規定により指定した介護機関からの変更の届出・・・・・・・・・・	(生活支援課) 12
84	生活保護法の規定により指定した介護機関からの廃止の届出・・・・・・・・・・	(生活支援課) 13
85	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの辞退の届出・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 13
86	公示送達（平成30年度国民健康保険被保険者証返還予告通知書兼弁明の機会付与通知書）・・・・・・・・・・	(国保年金課) 14
87	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 14
88	住民票の職権消除・・・・・・・・・・	(市民課) 14
89	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・	(指導監査課) 14
90	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・	(指導監査課) 15
91	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・	(指導監査課) 15

92	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定居宅介護支援に係る指定	(指導監査課)	15
93	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	(指導監査課)	16
94	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者からの事業の廃止の届出	(障害者支援課)	16
95	市道路線の廃止	(道路管理課)	16
96	市道路線の認定	(道路管理課)	17
97	道路区域の決定及び供用開始	(道路管理課)	18
98	市道路線の変更	(道路管理課)	19
99	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課)	20

【 公 告 】

○	平成30年12月28日付け和歌山市今福霊園の使用者の募集の公告の一部改正	(保険総務課)	21
○	道路位置の指定	(建築指導課)	21
○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○	道路位置の指定	(建築指導課)	21

【 選挙管理委員会告示 】

12	選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会事務局)	22
13	和歌山県議会議員一般選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げ	(選挙管理委員会事務局)	22
14	和歌山県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者	(選挙管理委員会事務局)	22
15	和歌山県議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者	(選挙管理委員会事務局)	22
16	和歌山県議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者	(選挙管理委員会事務局)	22
17	和歌山市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者	(選挙管理委員会事務局)	23
18	和歌山市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者	(選挙管理委員会事務局)	23
19	和歌山市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者	(選挙管理委員会事務局)	23

【 教育委員会規則 】

3	和歌山市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則	(教育政策課)	23
---	-----------------------------	---------	----

【 教育委員会告示 】

4	教育委員会の招集	(教育政策課)	26
5	教育委員会の招集（平成31年和歌山市教育委員会告示第4号）の一部改正	(教育政策課)	26
6	教育委員会臨時会の招集	(教育政策課)	27
7	和歌山市指定文化財の指定	(教育政策課)	27

【 農業委員会公告 】

○	農業委員会総会の招集	(農業委員会事務局)	28
○	農用地利用集積計画の縦覧	(農業委員会事務局)	28

【 規 則 】

和歌山市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第6号

和歌山市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市消防職員委員会に関する規則（平成8年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、これを再任することができる。

第8条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項の」に改め、「取扱い」の次に「（審議対象としない場合にあっては、その理由を含む。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（運営上の留意事項）

第9条の3 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式中

「

提出者所属名	意見提出日 年 月 日		※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付	年 月 日	

を

「

提出者所属名	意見提出日 年 月 日		※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付	年 月 日	
（意見取りまとめ者を経由する場合）意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名 ・ 匿名			

に

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第7号

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

和歌山市消防吏員服制規則（昭和42年規則第35号）の一部を次のように改正する。

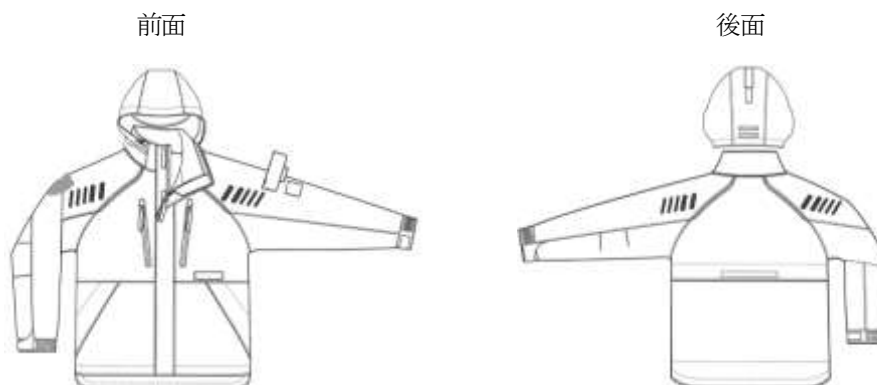
別表防寒衣（制服用）の項を次のように改める。

防寒衣（制服、活動服及び救助服用）	色又は地質	黒色の合成繊維
	製式	長袖とし、内側にパウダーガードを付ける。 フード取外し式で、襟にはフリースを縫い付け、前立てはファスナー、両袖上腕部に反射プリント2か所、両袖と背中中心部に反射パイピングを付ける。 ポケットは両脇に2個、両胸に2個（ファスナー付き）、両胸内側に2個とする。 後ろ着丈はコート丈とする。 胸部及び背面に和歌山市消防局名を表示する。 形状は、図1のとおりとする。

別表防寒衣（活動服及び救助服用）の項を削る。

別表図1 防寒衣（制服用）の部を次のように改める。

防寒衣（制服、活動服及び救助服用）



別表図1 防寒衣（活動服用・救助服用）の部を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市消防吏員服制規則の規定により定められている服制については、なお従前の例による。

（和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部改正）

3 和歌山市消防吏員被服等貸与規則（平成7年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 防寒衣の項及び別表第2 防寒衣の項中

「	制服用	1	7	を
	救助服用・活動服用	1	7	
」				
「	制服、活動服及び救助服用	1	7	に改める。
」				

別表第4防寒衣の項及び別表第5防寒衣の項中

制服用	1	を
救助服用・活動服用	1	

制服、活動服及び救助服用	1	に改める。
--------------	---	-------

（和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の際、現に前項の規定による改正前の和歌山市消防吏員被服等貸与規則の規定により貸与されている被服等は、同項の規定による改正後の和歌山市消防吏員被服等貸与規則の規定により貸与された被服等とみなす。この場合において、当該みなされた貸与されている被服等の貸与期間の計算については、同項の規定による改正前の和歌山市消防吏員被服等貸与規則の規定により貸与した期間は、同項の規定による改正後の和歌山市消防吏員被服等貸与規則の規定により貸与した期間とみなす。

【 告 示 】

和歌山市告示第65号

平成31年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び第3項並びに和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第65条の規定により、次のとおり関係者の縦覧に供する。

平成31年3月4日

和歌山市長 尾花正啓

1 縦覧期間

平成31年4月1日（月）から同年5月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（木曜日は午後7時）

3 縦覧場所

和歌山市役所 2階 資産税課窓口

（平成31年3月4日揭示済）

和歌山市告示第66号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべ差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

平成31年3月7日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（平成31年3月7日揭示済）

和歌山市告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月7日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010 1229 05	ヘルパース テーション つるかめ	和歌山 市狐島 590	居宅介護 重度訪問 介護	特定なし	ハーバーエン タープライズ 株式会社	和歌山市狐 島590	平成31 年3月1 日	平成37 年2月2 8日

(平成31年3月7日揭示済)

和歌山市告示第68号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

平成31年3月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	平成31年2月20日及び同月23日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	平成31年2月25日
J R六十谷駅周辺自転車等放置禁止区域	平成31年2月25日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	平成31年2月26日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から同月3日までの日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(平成31年3月7日揭示済)

和歌山市告示第69号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

平成31年3月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	平成31年2月19日から同月22日まで及び同月25日から同月28日まで

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から同月3日までの日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(平成31年3月7日掲示済)

和歌山市告示第70号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

平成31年3月8日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	平成30年11月2日、同月7日及び同月10日	平成30年11月22日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	平成30年11月1日及び同月14日	平成30年11月22日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び大新公園	平成30年11月1日、同月6日、同月8日、同月12日、同月13日及び同月15日	平成30年11月22日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(平成31年3月7日揭示済)

和歌山市告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	施術所名称	氏名	住所又は施術所所在地	廃止年月日
和あ 173-30	合同会社きずな治療院（あん摩）	峯 高行	和歌山市西庄223-11	平成30年1月31日
和あ 179-30	合同会社きずな治療院神前店（あん摩）	峯 高行	和歌山市神前203-2	平成30年1月31日
和は 117-30	合同会社きずな治療院（はり・きゅう）	峯 高行	和歌山市西庄223-11	平成30年1月31日
和は 110-30	合同会社きずな治療院神前店（はり・きゅう）	峯 高行	和歌山市神前203-2	平成30年1月31日

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	施術所名称	氏名	住所又は施術所所在地	指定年月日
和あ 195-30	SENJU鍼灸院（あん摩）	水口小夜	和歌山市美園町4丁目69 グランセオ美園II3階	平成31年1月9日
和あ 196-30	出張施術業務（あん摩）	森川浩史	和歌山市新生町2番2号	平成31年2月1日
和は 142-30	出張施術業務（はり・きゅう）	森川浩史	和歌山市新生町2番2号	平成31年2月1日

和あ 197-30	マッサージレイス治療院 和歌山（あん摩）	中谷倫也	和歌山市中島52-1 アス リートONE103号室	平成31年2 月8日
和あ 198-30	マッサージレイス治療院 和歌山（あん摩）	澤田留司	和歌山市中島52-1 アス リートONE103号室	平成31年2 月21日

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市告示第73号

和歌山市立つつじが丘テニスコートに係る平成31年4月1日以後の利用料金について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により承認したので、和歌山市立つつじが丘テニスコート条例（平成25年条例第84号）第7条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

種別	単位	利用料金
屋外コート	1面1時間につき	820円
センターコート	1面1時間につき	820円
屋内コート	1面1時間につき	1,440円
会議室	1時間につき	200円
屋外用放送設備	1式1回につき	1,020円
照明設備	1時間につき	410円
会議室冷暖房設備	1時間につき	200円

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、平成31年3月8日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
38-99	雑賀99号線	和歌山市西浜1221番1地先 ～ 和歌山市西浜1221番1地先	旧	33.0	3.3
			新	33.0	5.3 ～ 5.4

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・3・10号 市駅和佐線）

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

和歌山市出島字音浦

栗栖字大窪り

の各一部

3 都市計画の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画公園（3・3・1号 岡公園ほか6公園）

2 都市計画を定める土地の区域

3・3・1号 岡公園（変更する部分）

和歌山市岡山丁

3・3・8号 手平公園（削除する部分）

和歌山市小雑賀3丁目の一部

3・3・10号 栗林公園（削除する部分）

和歌山市有本字中洲

字出来島

の各一部

3・4・11号 宇須公園（削除する部分）

和歌山市宇須4丁目

東高松2丁目

の各一部

5・5・1号 梅原公園（削除する部分）

和歌山市梅原字横尾前の一部

5・4・2号 磯ノ浦公園（削除する部分）

和歌山市磯の浦字西畑毛

字外浜開

の各一部

5・4・4号 つつじが丘総合公園（追加する部分）

和歌山市つつじが丘4丁目の一部

3 都市計画の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画緑地（5号 打越山緑地）
- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分
和歌山市打越町
東高松4丁目
の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画公園（7・4・4号 水軒公園）
- 2 都市計画の名称の変更
旧 7・4・4号 水軒公園
新 7・4・4号 水軒堤防公園
- 3 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画公園（8・5・1号 和歌山公園）
- 2 都市計画の名称の変更
旧 8・5・1号 和歌山公園
新 8・5・1号 和歌山城公園
- 3 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により

次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画風致地区（和歌山公園・岡山）
- 2 都市計画の名称の変更
旧 和歌山公園・岡山
新 和歌山城公園・岡山
- 3 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

（平成31年3月8日揭示済）

和歌山市告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、平成31年3月11日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月11日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)
26-60	つつじが丘60号線	和歌山市つつじが丘5丁目3番4地先 和歌山市つつじが丘5丁目3番7地先	6.0	226.72

（平成31年3月11日揭示済）

和歌山市告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

和歌山市長 尾花正啓

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 三田福祉会	和歌山市和田 592番地1	特別養護老人ホームすこやか	和歌山市和田5 83番地の1	介護老人福祉施設	平成31年3 月1日

（平成31年3月12日揭示済）

和歌山市告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関より変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

和歌山市長 尾花正啓

届出者	主たる事	指定事業所	指定事	サービスの種類	変更	変更前	変更後	変更年

の名称	務所の所在地	の名称	業所の所在地		事項			月日
株式会社 社湊屋	和歌山市 黒田29 7-17	ヘルパース テーション 楓	和歌山 市黒田 297 -13	訪問介護・予防 給付型訪問サー ビス・生活支援 型訪問サービス	事業 所の 所在 地	和歌山市 新在家1 25番地 11	和歌山 市黒田 297 -13	平成3 0年3 月1日
株式会 社きづ き	和歌山市 南出島7 4-7	ケアプラン センターき づき	和歌山 市南出 島74 -7	居宅介護支援	事業 所の 所在 地	和歌山市 太田63 4-13	和歌山 市南出 島74 -7	平成3 1年2 月1日
株式会 社きづ き	和歌山市 南出島7 4-7	ヘルパース テーション きづき	和歌山 市南出 島74 -7	訪問介護・予防 給付型訪問サー ビス・生活支援 型訪問サービス	事業 所の 所在 地	和歌山市 吹屋町3 丁目4	和歌山 市南出 島74 -7	平成3 1年2 月1日

(平成31年3月12日揭示済)

和歌山市告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

和歌山市長 尾花正啓

届出者の 名称	主たる事務 所の所在地	指定事業所 の名称	指定事業所 の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉 法人わか うら会	和歌山市田 野175番 地	わかうら園第 2デイサービ スセンター	和歌山市田 野178番 地	認知症対応型通所介護・介護予 防認知症対応型通所介護	平成31年 3月31日
岡本真吾	和歌山市西 小二里3丁 目3-66	岡本歯科医院	和歌山市小 松原通3丁 目44	訪問リハビリテーション・介護 予防訪問リハビリテーション・ 居宅療養管理指導・介護予防居 宅療養管理指導・	平成31年 3月30日

(平成31年3月12日揭示済)

和歌山市告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月12日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の 所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
カジモト薬局	和歌山市西庄205-9	調剤	平成28年12月31日
誠佑記念病院	和歌山市西田井391	腎臓に関する医療	平成31年3月31日

(平成31年3月12日揭示済)

和歌山市告示第86号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、その書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

平成31年3月13日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
平成30年度	被保険者証返還予告通知書兼弁明の機会付与通知書	納付、相談及び提出期日を平成31年3月27日に変更する。

(別紙省略)

(平成31年3月13日揭示済)

和歌山市告示第87号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月13日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010122897	JCファミリー	和歌山市有本721-19	生活介護	身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害）知的障害者、精神障害者、難病等対象者	特定非営利活動法人JCファミリー	和歌山市有本721-19	平成31年3月1日	平成37年2月28日
3010121881	自立支援教室ひだまりカフェ	和歌山市内原726-13	自立訓練（生活訓練）	特定なし	一般社団法人和乃絆	和歌山市内原726-13	平成31年3月1日	平成37年2月28日

(平成31年3月13日揭示済)

和歌山市告示第88号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、その住民票を平成31年3月4日に職権により消除したが、その住所及び居所が明らかでないため、同条第4項の規定により通知に代えて告示する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

和歌山市告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 09412	有限会社浜の 宮グループ	ヘルパーステーションゆず 和歌山市布引829番地	訪問介護	平成31年2 月10日
30701 12408	株式会社桃の 香	ヘルパーステーション夢 和歌山市善明寺654-5	訪問介護	平成31年2 月28日
30701 12184	株式会社すり いらいふ	株式会社すりいらいふ 和歌山市中之島1930 ロ ジュマンマンション306号	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用 具販売	平成31年2 月28日
30701 12184	株式会社すり いらいふ	株式会社すりいらいふ 和歌山市中之島1930 ロ ジュマンマンション306号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与	平成31年2 月28日

和歌山市告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3090 1006 98	和歌山中央医療生活協同組合 和歌山市有本143-1 山本純嗣 和歌山市松島15-23	生協中之島複合型サービス 和歌山市中之島880-2	看護小規模 多機能型居 宅介護	平成31年 2月28日

和歌山市告示第91号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 09412	有限会社浜の 宮グループ	ヘルパーステーションゆず 和歌山市布引829番地	予防給付型訪問サービス	平成31年 2月10日
30701 03472	有限会社小鳥	介護サービス小鳥 和歌山市木ノ本767番地	予防給付型訪問サービス	平成31年 2月28日
30701 09495	有限会社小鳥	デイサービス小鳥 和歌山市木ノ本767番地	予防給付型通所サービス	平成31年 2月28日
30701 12408	株式会社桃の 香	ヘルパーステーション夢 和歌山市善明寺654-5	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	平成31年 2月28日

和歌山市告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定をしたので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 13000	株式会社サンテ	デイサービスセンターレサンテ和歌山 和歌山市布引874番地の1	通所介護	平成31年 3月1日
30701 13018	永伸総合警備株式会社	ケアプランセンター至福の郷 和歌山市弘西844-1	居宅介護支援	平成31年 3月1日
30701 13026	MOTHER合同会社	わくわくMOTHER訪問介護 和歌山市向167番地	訪問介護	平成31年 3月1日

和歌山市告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 13000	株式会社サンテ	デイサービスセンターレサンテ和歌山 和歌山市布引874番地の1	予防給付型通所サービス	平成31年 3月1日
30701 13026	MOTHER合同会社	わくわくMOTHER訪問介護 和歌山市向167番地	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	平成31年 3月1日

和歌山市告示第94号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者から同法第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3030 1000 48	ヘルパーステーション クローバー	和歌山市 杭ノ瀬4 49-2	地域移行支援 地域定着支援	特定無し	有限会社ヘルパーステーション クローバー	和歌山市杭ノ瀬449-2	平成24年4月1日	平成31年3月31日

和歌山市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように廃止する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考

25-105	岡崎105号線	和歌山市神前 和歌山市和田	
--------	---------	------------------	--

和歌山市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
22-218	貴志218号線	和歌山市土入 和歌山市土入	
22-219	貴志219号線	和歌山市土入 和歌山市土入	
22-220	藤戸台64号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-221	藤戸台65号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-222	藤戸台66号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-223	藤戸台67号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-224	藤戸台68号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-225	藤戸台69号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-226	藤戸台70号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-227	藤戸台71号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-228	藤戸台72号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-229	藤戸台73号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
25-145	神前吉礼線	和歌山市神前 和歌山市吉礼	
25-146	神前冬野線	和歌山市神前 和歌山市冬野	
26-307	西脇307号線	和歌山市本脇 和歌山市本脇	
26-308	西脇308号線	和歌山市本脇 和歌山市本脇	
26-309	西脇309号線	和歌山市本脇 和歌山市本脇	

26-310	西脇310号線	和歌山市本脇 和歌山市本脇	
26-311	西脇311号線	和歌山市本脇 和歌山市本脇	
27-95	和佐95号線	和歌山市彌宜 和歌山市彌宜	
28-239	安原239号線	和歌山市小瀬田 和歌山市小瀬田	
30-135	東山東135号線	和歌山市大河内 和歌山市大河内	
34-201	小倉201号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
36-80	山口80号線	和歌山市谷 和歌山市谷	
38-159	雑賀159号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜	

和歌山市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、平成31年3月15日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)
22-218	貴志218号線	和歌山市土入121番7地先 和歌山市土入121番11地先	4.2 ～ 6.0	66.6
22-219	貴志219号線	和歌山市土入121番12地先 和歌山市土入121番13地先	6.0	39.2
22-220	藤戸台64号線	和歌山市栄谷976番209地先 和歌山市栄谷976番351地先	12.0	204.5
22-221	藤戸台65号線	和歌山市栄谷976番221地先 和歌山市栄谷976番190地先	6.0	183.0
22-222	藤戸台66号線	和歌山市栄谷976番190地先 和歌山市栄谷976番209地先	6.0	333.0
22-223	藤戸台67号線	和歌山市栄谷976番196地先 和歌山市栄谷976番196地先	4.0	13.0
22-224	藤戸台68号線	和歌山市栄谷976番326地先 和歌山市栄谷976番215地先	6.0	159.0
22-225	藤戸台69号線	和歌山市栄谷976番202地先 和歌山市栄谷976番202地先	4.0	15.0
22-226	藤戸台70号線	和歌山市栄谷976番319地先 和歌山市栄谷976番186地先	6.0	187.8

22-227	藤戸台71号線	和歌山市栄谷976番291地先 和歌山市栄谷976番278地先	6.0	167.5
22-228	藤戸台72号線	和歌山市栄谷976番263地先 和歌山市栄谷976番250地先	6.0	167.5
22-229	藤戸台73号線	和歌山市栄谷976番235地先 和歌山市栄谷976番222地先	6.0	167.5
26-307	西脇307号線	和歌山市本脇31番14地先 和歌山市本脇29番6地先	6.0	47.1
26-308	西脇308号線	和歌山市本脇29番1地先 和歌山市本脇15番14地先	6.0	63.9
26-309	西脇309号線	和歌山市本脇15番7地先 和歌山市本脇5番8地先	6.0	225.2
26-310	西脇310号線	和歌山市本脇15番6地先 和歌山市本脇15番9地先	6.0	88.3
26-311	西脇311号線	和歌山市本脇27番1地先 和歌山市本脇27番2地先	6.0	37.9
22-95	和佐95号線	和歌山市禰宜1224番1地先 和歌山市禰宜1193番地先	4.0	160.0
28-239	安原239号線	和歌山市小瀬田47番2地先 和歌山市小瀬田10番1地先	4.0 ～ 6.3	360.0
30-135	東山東135号線	和歌山市大河内520番3地先 和歌山市大河内168番地先	4.2	15.0
34-201	小倉201号線	和歌山市新庄460番3地先 和歌山市新庄459番7地先	6.0	43.9
36-80	山口80号線	和歌山市谷25番1地先 和歌山市谷99番2地先	6.0	72.8
38-159	雑賀159号線	和歌山市西浜885番7地先 和歌山市西浜864番1地先	4.0 ～ 6.5	340.0

和歌山市告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
9-29	旧	今福神前線	和歌山市今福4丁目 和歌山市堀止西1丁目	
	新	今福神前線	和歌山市今福4丁目 和歌山市神前	終点の変更
	旧	木本117号線	和歌山市木ノ本	

21-117			和歌山市木ノ本	
	新	木本117号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	終点の変更
28-11	旧	安原11号線	和歌山市吉原 和歌山市吉原	
	新	安原11号線	和歌山市吉原 和歌山市吉原	終点の変更
30-22	旧	東山東22号線	和歌山市平尾 和歌山市木枕	
	新	東山東22号線	和歌山市平尾 和歌山市木枕	終点の変更
30-88	旧	東山東88号線	和歌山市大河内 和歌山市大河内	
	新	東山東88号線	和歌山市大河内 和歌山市大河内	終点の変更

和歌山市告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、平成31年3月15日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
21-117	旧	木本117号線	和歌山市木ノ本424番30地先 和歌山市木ノ本424番50地先	120.0	6.0
	新	木本117号線	和歌山市木ノ本424番30地先 和歌山市木ノ本487番10地先	250.2	6.0
28-11	旧	安原11号線	和歌山市吉原772番1地先 和歌山市吉原973番地先	448.1	2.3 ～ 7.9
	新	安原11号線	和歌山市吉原772番1地先 和歌山市吉原1005番1地先	618.1	2.3 ～ 7.9
30-22	旧	東山東22号線	和歌山市平尾82番1地先 和歌山市木枕301番2地先	724.9	2.2 ～ 14.4
	新	東山東22号線	和歌山市平尾82番1地先 和歌山市木枕312番2地先	814.9	2.2 ～ 14.4
30-88	旧	東山東88号線	和歌山市大河内511番4地先 和歌山市大河内166番地先	432.6	1.6 ～ 6.0
	新	東山東88号	和歌山市大河内511番4地先		1.6

	線	和歌山市大河内161番1地先	582.6	～ 6.0
--	---	----------------	-------	----------

【 公 告 】

平成30年12月28日付け和歌山市今福霊園の使用者の募集の公告の一部を次のように改正する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

9 随時募集を次のように改める。

9 随時募集

使用者の決まっていない一部の区画の随時募集を平成31年9月6日（金）から行う。詳細については保険総務課まで問い合わせること。

（平成31年3月8日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

平成31年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
平成30年3月6日 和建指第2634号	和歌山市木ノ本字津 輪357番1	和歌山市岩橋1009番1 株式会社Fukuホーム 代表取締役 金沢福子	6.00m×67.28m 67.28m

（平成31年3月8日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

平成31年3月14日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市三葛字南向浜252番1の一部、259番1	東京都港区高輪3丁目22番9号 タマホーム株式会社 代表取締役 玉木伸弥

（平成31年3月14日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

平成31年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
平成31年3月 12日 和建指第262 5号	和歌山市木ノ本字前 嶋547番2、55 0番1の一部、55 0番6	和歌山市餌差町1丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 博文	6.00m×41.73m 5.00m×34.83m 76.56m

【 選挙管理委員会告示 】**和歌山市選挙管理委員会告示第12号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年3月7日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 川 端 正 展

- 1 日時 平成31年3月18日（月）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 議案

- (1) 和歌山県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
- (2) 和歌山市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

(平成31年3月7日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第13号

平成31年4月7日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙及び同月21日執行予定の和歌山市議会議員一般選挙における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

平成31年3月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 川 端 正 展

- 1 投票所名 第65投票区 加太地区会館大川分館
第93投票区 滝畑地区公民館
- 2 閉鎖時刻 午後6時00分

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第14号

平成31年4月7日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

平成31年3月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 川 端 正 展

(別紙省略)

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第15号

平成31年4月7日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

平成31年3月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 川 端 正 展

(別紙省略)

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第16号

平成31年4月7日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

平成31年3月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 川端正展

開票区	開票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
和歌山市	和歌山市禰宜11 50番地	川端正展	和歌山市六十谷4 43番地の9	井口 弘

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第17号

平成31年4月21日執行予定の和歌山市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

平成31年3月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 川端正展

(別紙省略)

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第18号

平成31年4月21日執行予定の和歌山市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

平成31年3月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 川端正展

(別紙省略)

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第19号

平成31年4月21日執行予定の和歌山市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を次のように選任する。

平成31年3月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 川端正展

選挙区	選挙長		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
和歌山市	和歌山市禰宜115 0番地	川端正展	和歌山市六十谷44 3番地の9	井口 弘

(平成31年3月8日揭示済)

【 教育委員会規則 】

和歌山市立子ども科学館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月15日

和歌山市教育委員会
教育長 原 一 起

和歌山市教育委員会規則第3号

和歌山市立こども科学館条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市立こども科学館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「前期課程を含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「、中学校」を「又は中学校」に、「生徒」を「又は生徒」に、「要保護世帯、準用保護世帯の」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者である」に改め、「及び引率者」を削る。

第6条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 小学校又は中学校が教育課程に基づいて行う学習活動に参加する児童又は生徒の引率者が入館し、又はプラネタリウムを観覧するとき。 免除
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が、教育課程又は保育課程に基づいて行う活動に参加する園児等の引率者が入館し、又はプラネタリウムを観覧するとき。 免除
- (5) 小学校に在籍する児童又は中学校に在籍する生徒が毎週土曜日において第3条に規定する開館時間のうち9時30分から12時までの間に入館し、又はプラネタリウムを観覧するとき。 免除
- (6) 小学校に在籍する児童又は中学校に在籍する生徒が子どもなかよしまつりの開催日において第3条に規定する開館時間に入館し、又はプラネタリウムを観覧するとき。 免除

第7条第2項中「第3号又は第4号」を「第5号から第8号までのいずれか」に改め、「ただし」の次に「、同条第5号又は第6号に該当する者にあつては生徒手帳その他の小学校又は中学校に在籍していることが分かる書類を」を加え、「同条第3号」を「同条第7号」に、「同条第4号」を「同条第8号」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（入館料及び観覧料の還付）

第8条 条例第5条ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、還付する入館料及びプラネタリウム観覧料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変その他入館料又は観覧料を納付した者の責めに帰することができない理由により入館し、又はプラネタリウムを観覧することができないとき。 入館料又はプラネタリウム観覧料の全額に相当する額
- (2) その他委員会が特別の理由があると認めるとき。 委員会がその都度認める額

2 前項の規定により入館料又はプラネタリウム観覧料の還付を受けようとする者は、こども科学館入館料、プラネタリウム観覧料還付申請書（別記様式第4号）により委員会に申請をしなければならない。

3 委員会は、前項の申請があつたときは、内容を審査し、その結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号（第8条関係）

入 館 料
 子ども科学館 還付申請書
 プラネタリウム観覧料

年 月 日

（宛先）和歌山市教育委員会

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

（代表者名） _____

電話番号 _____

和歌山市立子ども科学館条例施行規則第8条の規定により、次のとおり入 館 料
 プラネタリウム観覧料

の還付を申請します。

日	時	展 示 学 習 プラネタリウム	年	月	日	年	月	日	時	分	から	（第	回）
人	数	一般	人	児	童	人	生	徒	人				
申 請 の 理 由													
※ 既 納 の 金 額												円	
※ 内 訳	入 館 料	一般	円×	人=	円								
		児童	円×	人=	円								
		生徒	円×	人=	円								
	プラネタリウム 観 覧 料	一般	円×	人=	円								
児童		円×	人=	円									
生徒		円×	人=	円									
合 計												円	

注意事項 ※印欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

【 教 育 委 員 会 告 示 】

和歌山市教育委員会告示第4号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

平成31年3月4日

和歌山市教育委員会
教育長 原 一 起

- 1 日時 平成31年3月8日（金） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 人事異動について
- (2) 第2次和歌山市教育振興基本計画（案）について
- (3) 平成30年度末退職校長に対する感謝状授与について
- (4) 和歌山市指定文化財の指定について
- (5) 和歌山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- (6) 和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- (7) 和歌山市教育委員会教育施設管理規則の一部改正について
- (8) 和歌山市文化財保護条例施行規則の廃止について
- (9) 和歌山市指定文化財湊御殿条例施行規則の廃止について
- (10) 和歌山市国指定重要文化財旧中筋家住宅管理条例施行規則の廃止について
- (11) 和歌山市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- (12) 和歌山市立子ども科学館条例施行規則の一部改正について
- (13) 和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦について
- (14) 2019年度和歌山市学校教育指針について
- (15) 2019年度教科用図書採択に係る基本方針について
- (16) 人事案件について
- (17) その他

（平成31年3月4日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第5号

教育委員会の招集（平成31年和歌山市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月8日

和歌山市教育委員会
教育長 原 一 起

3事案を次のように改める。

3 事案

- (1) 人事異動について
- (2) 第2次和歌山市教育振興基本計画（案）について
- (3) 平成30年度末退職校長に対する感謝状授与について
- (4) 和歌山市指定文化財の指定について
- (5) 和歌山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

- (6) 和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
- (7) 和歌山市教育委員会教育施設管理規則の一部改正について
- (8) 和歌山市文化財保護条例施行規則の廃止について
- (9) 和歌山市指定文化財湊御殿条例施行規則の廃止について
- (10) 和歌山市国指定重要文化財旧中筋家住宅管理条例施行規則の廃止について
- (11) 和歌山市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- (12) 和歌山市立こども科学館条例施行規則の一部改正について
- (13) 2019年度和歌山市学校教育指針について
- (14) 2019年度教科用図書採択に係る基本方針について
- (15) 人事案件について
- (16) その他

(平成31年3月8日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第6号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

平成31年3月11日

和歌山市教育委員会
教育長 原 一 起

- 1 日時 平成31年3月14日（木） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 人事案件について
 - (2) その他

(平成31年3月11日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第7号

和歌山市文化財保護条例（昭和41年条例第16号）第3条第1項の規定により、次の文化財を平成31年3月8日に和歌山市指定文化財として指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月14日

和歌山市教育委員会
教育長 原 一 起

名称	種類	員数	所在地
じゅうおうず 十王図	絵画	3幅	和歌山市梶取86
きみいでらさんけいまんだら 紀三井寺参詣曼荼羅 (名称変更)	絵画	1幅	和歌山市紀三井寺1201
くまのかんしんじっかいまんだら 熊野観心十界曼荼羅 (追加指定)		1幅	
きもとはちまんぐうおんださい 木本八幡宮御田祭	無形民俗	1件	和歌山市西庄1内
いなげおひら たまほこひやくしゅかい 稲掛大平『玉鋒百首解』 (平成28年度指定「玉津島神社文書」附指定)	文書書籍	1冊	和歌山市西高松1丁目7番38号

（平成31年3月14日揭示済）

【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成31年3月5日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

- 1 開催日時
平成31年3月8日 13時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局 会議室
- 3 審議案件
 - (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (5) 農用地利用集積計画について

（平成31年3月5日揭示済）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績
（平成31年3月8日揭示済）